

令和元年度浦安市青少年問題協議会議事録（要旨）

1. 開催日時 令和2年1月28日（火）午後1時～午後2時10分

2. 開催場所 消防本部 3階 多目的ホール

3. 出席者

（委員）内田悦嗣会長、中村理香子委員、及川力委員、岡部浩委員、白石嘉雄委員、八田吉浩委員、植草工委員、鈴木忠吉委員、徳田文則委員、西原隆委員、松木新委員、笠井和枝委員、榎本俊夫委員、菅野豪晃委員、上平紀子委員、奥村千佳委員、森本健二委員、塩谷祐司委員、森田眞弓委員

（説明者及び事務局）

浦安警察署 生活安全課 高谷課長、上杉
教育委員会 生涯学習部 青少年センター 小澤所長
教育委員会 教育総務部 指導課 丸山課長、鈴木
健康こども部 こども家庭支援センター 熊川所長
健康こども部 青少年課 平林課長、小泉課長補佐、湊、原

4. 次第

（1）開会

（2）会長挨拶

（3）議題・報告事項

①令和元年中における少年非行等の状況について

②令和元年度浦安市青少年センター補導・相談状況について

③浦安市のいじめ・不登校の現状について

④SNS等の利用における諸問題について

⑤浦安市の児童虐待の現状について

⑥その他

（4）閉会

5. 議事概要

議題1 令和元年中における少年非行等の状況について

○説明者：浦安警察署 生活安全課

令和元年度中における少年非行等の状況について、資料を基づき非行少年等の検挙・補導人員や刑法犯少年検挙状況及びその構成比等の説明を行った。

○質疑応答

委員：保護観察も以前に比べると大分少なくなっている。これは、警察や関

係各位のご尽力により、犯罪自体が少なくなっている成果である。

会長：皆様のご尽力に感謝する。今後とも引き続きお願いしたい。
「万引き」が多いとのことであるが、どのような内容なのか、またどの周辺が多いのか。

説明者：主にコンビニや商業施設等での食品の万引きとなる。また、商業施設周辺で多く見られる。

委員：県内の不良行為少年の検挙・補導数が減少し、市内の件数は増加しているが、具体的にどのようなことが要因として考えられるか。

説明者：大きな要因として、補導に従事する警察官への意識付けにより、声掛けなどの指導や補導を強化したことが大きい。また、喫煙等に関しては、現に煙草を吸っていないくとも、所持品検査時に持っていれば補導する。

委員：非行少年等の検挙・補導件数が多くなっているが、どこの地域が多いのか。

説明者：商業施設がある周辺が多いと認識している。

議題2 令和元年度浦安市青少年センター補導・相談状況について

○説明者：教育委員会 生涯学習部 青少年センター

令和元年度浦安市青少年センター補導・相談状況について、資料に基づき市内パトロール実績や補導状況、相談状況等の説明を行った。

○質疑応答

委員：怠学、喫煙、飲酒による補導が1件もないという説明であったが、先ほどの警察署の説明では、不良行為少年の数値が上がっている。何か理由があるのか。

説明者：青少年センターの補導員等が行っているパトロールは、警察と違い、夜間時間帯が午後7時から午後9時までとなっている。また声掛けにおいても、所持品検査まで行うことはできないため、このような結果となったものとする。

委員：メール相談を24時間受け付けており、4回あったとなっているが、すべて1回あたり1人ということか。

説明者：回数は受信回数となっており、今回は1人で往復のやり取りとなり、合計4回であった。なお、相談内容は、学校関係の相談であった。

委員：昨年と比較して、父親からの相談が多くなっているが、何か特徴的なものであったか。

説明者：特徴的なものではなかった。

会長：「入船・高洲中学校区」の補導件数が多いが、何か理由はあるのか。

説明者：この学校区は商業施設があること、また高校を含め校数が多いため、このような状況となっている。

委員：商業施設がある周辺では補導件数が多いとのことだが、すべて市内の青少年なのか。市外も含まれているのではないか。

説明者：市内市外の把握はできていない。

会長：説明の中で自転車二人乗り、無灯火、危険走行の件数が多くあるとあったが、これは青少年に限ったことではなく、大人も気を付けなければならないことである。各委員においても関係機関で声掛けをお願いしたい。

議題3 浦安市のいじめ・不登校の現状について

○説明者：教育委員会 教育総務部 指導課

浦安市のいじめ・不登校の現状について、資料に基づきいじめの認知率及び解消率、不登校人数等の説明を行った。

○質疑応答

委員：いじめの認知人数は、いじめられた人に対して1件の計算なのか。また、1人が複数人からいじめられていた場合は複数件になるのか。

説明者：いじめられた人1人に対して1件となる。1人が複数人からいじめられている場合も、1件という計算になる。

委員：いじめの調査は、子どもに対してアンケートを取っているとのことであるが、保護者からの意見は聞いているのか。

説明者：保護者にはアンケート調査はしていないが、学校によってはアンケートを保護者に確認をしてもらってから提出するように指導している。また、アンケート以外で保護者から意見があった場合は、件数に含めている。

委員：不登校の子どもに対して、訪問相談は何人で行っているのか。

説明者：現在、いちよう学級に4名の訪問相談員がいる。必要に応じて訪問相談の依頼があった家庭に伺い、根気強く話をしている。ただし、本人と会えない場合が多いため、連絡を取り続けるようにしている。

委員：いじめ解消のために、どのような取組みをしているのか。

説明者：アンケート調査を基に、必要であれば、いじめられた本人とその相手から丁寧に聞き取りを行っている。また、どのような解決を望んでいるかの意思を確認しながら話し合いを中心に進めている。

委員：いじめられている本人が納得したうえで、解消となっているのか。

説明者：そのとおり。ただし、解消となるには、その後3ヶ月間のいじめがなかったことを確認してからとなる。

委員：不登校出現率が上がってきており、理由としてはコミュニケーション能力、対人、学習などの不安によるものと説明があったが、具体的な内訳件数などは把握しているのか。

説明者：本日の資料には示していないが、内訳は把握している。

- 委員 : いじめの解消に至っていない場合は、どのように対応しているのか。
- 説明者 : 学校だけでなく、教育委員会も加わり話し合いを進めている。また、保護者の気持ちに寄り添いながら進めている。
- 委員 : いじめ解消を図る取組みについて、どのように考えているか
- 説明者 : 本人、相手、保護者、学校を含めて一緒にいじめ解消について考えていきたいと思う。
- 委員 : 県から配置されているスクールソーシャルワーカーの活用状況について教えてほしい。
- 説明者 : 南小学校にスクールソーシャルワーカーが1名配置されており、活用が進められている。
- 委員 : 県から1名配置があっても、他校で活用ができていないので横の連携を期待する。
- 会長 : 集団生活をする中で、いじめは無くならないと言われている。そういう中で、「いじめを無くせ！ゼロにしろ！」という目標を立てた結果、いじめ認知件数を減らすために、学校現場で「いじめを認めない」「認知しない」となっては、本末転倒である。
いじめを早期に認知し、丁寧に対応し、ゼロを目指していくことが、重要である。子どもたちにいじめのない学校生活を送ってもらえるように、引き続き取り組んでいく。

議題4 SNS等の利用における諸問題について

○説明者：教育委員会 教育総務部 指導課

SNS等の利用における諸問題について、資料に基づき本市で起きた事例や教育委員会で行っている未然防止に関する取組み等の説明を行った。

○質疑応答

- 委員 : 学校に携帯電話を持ち込んでいいのか。
- 説明者 : 原則禁止しているが、家庭の事情等で持ち込む場合もある。
- 委員 : 私の子どもにも携帯電話を持たせているが、中学生ではSNSを使うのが当たり前となっている。そういう状況を考えると、教育が大変重要となってくる。特に、小学校低学年からの教育が必要と思う。
- 委員 : SNSに関する教育は、年々必要性を感じている。教育現場でも問題になるケースは低学年が多い。このような事態に対して、通信会社等から講師を派遣し、保護者を巻き込んだ勉強会等に取り組んでいる。
- 会長 : SNSの問題については、子どもだけの問題ではなく、大人も情報活用能力を持ち合わせていない場合が多い。親が子どもの写真をSNSに掲載し、不特定多数に公開する行為は、子どもを犯罪に巻き込むリスクが高いこと。また、SNSに掲載した情報は必ず漏れること、こちらから見えている情報は、他の人にも見えているといった認識を持

たなければ、子どもだけでなく大人も犯罪に巻き込まれることを十分理解しなければならない。未然防止に向けて、大人と子ども両者で一緒に考えていくことが重要である。

議題5 浦安市の児童虐待の現状について

○説明者：健康こども部 こども家庭支援センター

浦安市の児童虐待の現状について、資料に基づき相談受理件数や経路別相談受付件数等の説明を行った。

○質疑応答

委員：経路別として、警察からの情報提供も多いという説明でしたが、署において、安全相談や家庭問題等に従事した際に、子どもが関係していた場合には、漏れなく関係機関に情報共有をしている。署として、児童虐待は、重要案件と考えており、今後も関係各位と協力して取り組んでいきたい。

委員：相談受理件数は、こども家庭支援センターが受けた相談件数か、また1人1件となるのか。

説明者：こども家庭支援センターで受けた相談件数である。また1人につき1件としている。同じ児童でも終結後、同じ区分や別の区分の事案が発生した場合には、新たに1件として扱っている。

委員：件数が増えてきている中、職員1名でどのくらいの件数を担当しているのか

説明者：地区担当で件数に違いはあるが、1人で約40件ほどである。これは国が示す基準と同規模となっている。

委員：在籍する職員は、どのような資格を持っているのか。

説明者：主な資格としては、教員免許、保育士、社会福祉士、児童福祉司などを有している。

委員：児童虐待の解消率は、どのくらいになるか

説明者：虐待の事案によって解消の判断が難しいため、解消率は出しにくい。例としては、支援体制が整い虐待が解消され、児童の安心・安全が一定期間確認できていると判断した時点で、終結することとなる。

委員：受理件数の中には、本人からの相談はあるのか

説明者：本人からの相談はある。新しく小学校1年生、中学校1年生になる子どもに対して、もし虐待を受けていると思ったら先生やセンターなどに相談するようにと4月に周知を行っている。また学校の協力も得ながら、子どもに変化があった場合に連絡をもらうようにしている。

委員：市川児童相談所の資料では、船橋市や市川市が多いように見えるが何か要因があるのか。

説明者：人口規模の要因が大きいと思う。あくまでも推測の域であるが、人口

規模が大きい分、市役所や専門機関等から発信される情報が、なかなか市民に周知・浸透されず、さまざまな相談機関があるにも関わらず、いきなり児童相談所に相談してしまうため、ケースが多くなっているのではないかと。

委員：相談受理件数の中には、調査したところ、虐待ではなかったということもあるか。虐待でなかった受理も、この件数に含まれているのか。

説明者：虐待でなくても、気になる事があれば連絡がほしいと周知しているので、通報を受理し調査した結果、虐待ではないと判断したケースも件数に含まれている。あくまで、虐待件数ではなく、相談受理件数となっている。

以上で令和元年度青少年問題協議会は閉会した。